

議案第33号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「ふた」を「蓋」に改める。

第12条の2第1項中「第63条第13号」を「第63条第14号」に改める。

第17条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第5号クにおいて同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項中第5号を第6号とし、第4号アからウまでの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号に次のように加える。

ケ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号について同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

コ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

サ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第23条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第35条第3項、第43条第2項第7号、第44条第2項第2号及び第45条第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第63条第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第18号とし、

同条第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後のつくば市火災予防条例第17条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等の基準等について見直すため、この条例案を提出するものである。

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（炉）</p> <p>第2条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）—（13）（略）</p> <p>（14）薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、<u>蓋</u>のある不燃性の取灰入れを設けること。</p> <p>この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。</p> <p>（19）（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>第3条—第12条（略）</p> <p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに<u>第63条第14号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2—5（略）</p> <p>第13条—第17条（略）</p>	<p>第1条—第12条（略）</p> <p>（炉）</p> <p>第2条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）—（13）（略）</p> <p>（14）薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、<u>ふた</u>のある不燃性の取灰入れを設けること。</p> <p>この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。</p> <p>（19）（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>第3条—第12条（略）</p> <p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに<u>第63条第13号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2—5（略）</p> <p>第13条—第17条（略）</p>

(急速充電設備)

第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第5号クにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)一(4) (略)

(5) 次に掲げる措置を講ずること。

ア 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

イ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ウ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

エーク (略)

ケ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号について同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(急速充電設備)

第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、 電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。 以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)一(3) (略)

(4) 次に掲げる措置を講ずること。

ア 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

イ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ウ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

エーク (略)

コ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

サ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(6) (略)

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(7) (略)

2 (略)

第18条—第22条 (略)

(水素ガスを充填する 気球)

第23条 水素ガスを充填する 気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)―(8) (略)

(9) 水素ガスの充填 又は放出については、次に定める基準によること。

(5) (略)

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(6) (略)

2 (略)

第18条—第22条 (略)

(水素ガスを充てんする 気球)

第23条 水素ガスを充てんする 気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)―(8) (略)

(9) 水素ガスの充てん 又は放出については、次に定める基準によること。

ア—エ (略)

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)—(12) (略)

第24条—第34条 (略)

(がん具用煙火)

第35条 (略)

2 (略)

3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、蓋のある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

第36条—第42条の2 (略)

第43条 (略)

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)—(6) (略)

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又は蓋を設けること。

(8)—(11) (略)

第44条 (略)

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第1項及び第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

ア—エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)—(12) (略)

第24条—第34条 (略)

(がん具用煙火)

第35条 (略)

2 (略)

3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

第36条—第42条の2 (略)

第43条 (略)

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)—(6) (略)

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

(8)—(11) (略)

第44条 (略)

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第1項及び第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないように蓋を設けること。

(3)―(7) (略)

第45条 (略)

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第43条第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)―(6) (略)

(7) マンホール及び注入口の蓋は、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8)―(11) (略)

第46条―第62条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 (略)

(1)―(12) (略)

(13) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)

(14)―(17) (略)

(18) 水素ガスを充填する 気球

第64条 (以下略)

(1) (略)

(2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

(3)―(7) (略)

第45条 (略)

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第43条第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)―(6) (略)

(7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8)―(11) (略)

第46条―第62条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 (略)

(1)―(12) (略)

(13)―(16) (略)

(17) 水素ガスを充てんする 気球

第64条 (以下略)